

令和2年4月定例教育委員会

# 教育長報告資料

## <教育長報告>

- 教育委員会規則の制定及び一部改正について …… 1

## 協 議 事 項 ( 1 )

高校教育課

( 件 名 ) 長崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の  
制定について

## ( 概 要 )

令和元年12月11日付けで公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和元年法律第72号)の施行及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年長崎県条例第77号)の一部改正(令和2年2月定例県議会上程中)に伴い、長崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定するため、協議するものである。

- 1 規則案の内容  
別紙1のとおり
- 2 施行日  
令和2年4月1日

## 協 議 事 項 ( 2 )

学芸文化課

( 件 名 ) 長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき  
市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

( 概 要 )

### 1. 目的

文化財保護条例の施行にかかる事務のうち、県指定の史跡名勝天然記念物の指定地内での電線・ガス管・水道管等の改修など、県教育委員会の許可が必要な事務処理の一部を市町村が処理できるよう権限を委譲する事務について、「長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例」の改正を行い、規則で詳細を定めようとするもの。

### 2. 内容

現行条例において史跡名勝天然記念物の現状変更にかかる手続きのうち、市町村へ権限委譲している項目について規則で定めるほか、文化財保護法施行令の改正に伴う所要の見直しを併せて行う。

※規則案は別紙のとおり

### 3. その他

施行日：令和2年4月1日  
(最終施行年月日 平成16年9月1日)

協 議 事 項 ( 1 )

総務課

( 件 名 )

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部改正について

( 概 要 )

令和2年4月1日に組織改編等を行うため、2月定例県議会へ長崎県立対馬歴史民俗資料館条例を廃止する条例を提出中である。議決後、対馬歴史民俗資料館を廃止することに伴う規則の所要の改正を行い、長崎県対馬歴史研究センターを設置しようとするものである。

(関係条項)

規則第3条、第5条、第7条～第9条、第20条、第21条、第23条、第30条関係

別紙「規則案」を参照

施行日 令和2年4月1日

(最終改正年月日 平成31年3月29日)